

平成 24 年度

第 1 回理事会

(平成 24 年 5 月 22 日開催)

議 案 書

財団法人 前川報恩会

## 目 次

### 議 案

第 1 号議案	平成 23 年度事業報告の件	-----	2
第 2 号議案	平成 23 年度収支決算の件	-----	2
第 3 号議案	評議員改選の件	-----	2
第 4 号議案	一般財団法人移行前の資産運用に関する件	-----	3
第 5 号議案	一般財団法人移行後の固定資産に関する件	-----	3
第 6 号議案	「理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程」制定の件	----	4

### **第 1 号議案 平成 23 年度事業報告の件**

財団法人前川報恩会の平成 23 年度事業報告書を別紙（添付資料 1）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

### **第 2 号議案 平成 23 年度収支決算の件**

財団法人前川報恩会の平成 23 年度収支決算関係書類を別紙（添付資料 2）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

### **第 3 号議案 評議員改選の件**

当財団寄付行為第 21 条第 3 項において準用する第 19 条第 1 項の定めにより、評議員の任期は「2 年」となっております。平成 22 年度第 1 回理事会にて、平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までを任期として改選し、その後、平成 23 年度第 1 回理事会にて平成 23 年 6 月 24 日から平成 24 年 6 月 30 日までを任期として一部評議員の変更を行いました。

従って、全ての評議員につき、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期が満了いたします。平成 24 年 3 月 21 日に開催された平成 23 年度第 4 回理事会にて、次期評議員候補者名簿の作成を前川正雄理事長に一任する旨の承認を得ておりますので、これに従い以下の者を候補者として選定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

なお、本理事会で選任される評議員の任期は、平成 24 年 7 月 1 日から一般財団法人への移行登記が完了する日の前日までとなります。

評議員（17 名）

笠原 敬 介	（重任）	清 水 康 之	（重任）	工 藤 剛 治	（重任）
三 澤 宏	（重任）	佐 藤 祐 司	（重任）	田 井 修 司	（重任）
前 川 正	（重任）	青 柳 昭	（重任）	村 岸 孝 雄	（重任）
中 章	（重任）	下 田 国 輝	（重任）		
秋 濱 友 也	（重任）	島 賀 哲 夫	（重任）		
佐 伯 忠 吉	（重任）	佐 藤 雄	（重任）		
鵜 飼 信 一	（重任）	増 田 安 代	（重任）		

#### **第 4 号議案 一般財団法人移行前の資産運用に関する件**

当財団の基本財産である定期預金（みずほ銀行深川支店）35 億円のうち、15 億円が平成 24 年 6 月 22 日に、20 億円が平成 24 年 7 月 27 日に各々満期を迎えます。

そこで、当該満期分の新しい運用方法を検討しなければなりません。一般財団法人へ移行が完了するまでの間は、資産運用についても指導監督基準による制約を受けるため、その範囲内での運用に限られます。

これを踏まえた上で、平成 24 年 5 月 7 日に資産運用委員会（平成 24 年度第 1 四半期）を開催し、新しい運用方法を決定するための条件を以下の通り決議いたしました。

##### **【決議事項】**

1. 運用先のデフォルトリスクを考慮し、35 億円を 4～5 つに分散して運用する。
2. 金融環境が好転する目途がたつまでの間は、できるだけ流動性の高い状態で保有しておくことが望ましいため、運用対象は 3 ヶ月間あるいは 6 ヶ月間の金融商品とする。
3. 預金先は、資産運用規程第 5 条第 2 項に従い主要格付機関 4 社（R&I、JCR、Moody's、S&P）のうち 2 社以上で A 格以上の評価を得ている金融機関とする。
4. 平成 24 年 3 月 21 日開催の理事会及び評議員会の決議に従い、運用利回りが全体として 0.1%以上となるようなポートフォリオを組んで運用するものとする。

上記 1～4 を条件とする運用先及び個々の運用金額の具体的な決定について、資産運用規程第 8 条第 1 項に規定する資産運用責任者（常務理事）に一任することにつき、審議のうえ承認を求めます。

なお、本議案に関する参照資料として財団法人前川報恩会資産運用規程を添付（添付資料 3）いたします。

#### **第 5 号議案 一般財団法人移行後の固定資産に関する件**

当財団は現在、総資産の大部分を「基本財産」及び「特定資産」として保有しています。これは、指導監督基準により内部留保率に制限が課されているために、流動資産をこれらに繰り入れ続けてきたことによる結果です。

しかし、一般財団法人への移行後は、このような制限はなくなり、基本財産や特定資産についても、法人が自律的に定めることができるとされています。但し、基本財産を定めた場合には、これを維持しなければならない義務が生じてしまうため（一般法人法 172 条 2 項）、予測不可能な大規模災害等が発生した際の迅速な対応として基本財産を取り崩して助成金に充てることなどが難しくなってしまいます。

また、特定資産についても一度定めてしまうと用途が限定されてしまうため、想定

外の事態が起こった時に迅速な対応ができなくなってしまうという同様のデメリットがあります。

そこで、当財団としましては、昨年発生した東日本大震災のような予期せぬ大災害にも対応できるよう、保有資産をできるだけ機動性の高い状態で保有しておくべきであるとの観点から、一般財団法人への移行を機に、これらの資産を基本財産及び特定資産としての性質を有しない「固定資産」へと組換えることが妥当であると考えます。

なお、ここでいう資産の組換えは、一般財団法人への移行と同時にを行うものでありますので、移行登記の完了がその前提条件となります。

以上の件につき、審議のうえ承認を求めます。

## **第6号議案 「理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程」制定の件**

当財団では、理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程として「財団法人前川報恩会の役員の報酬・退職金に関する規程」が設立当初に理事会にて制定され、今日まで実施されてきました。同規程によれば、当財団の理事、監事及び評議員は全員無報酬にてその職務に当たっていただいておりますが、公益法人制度改革に伴い理事、監事及び評議員の責任が大きく取り沙汰されることとなったのを受け、より一層の責任感を持って職務に当たっていただきたく、これまでの規程を廃し、新たに「理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程」を別紙（添付資料4）の通り制定することといたしました。

なお、本件規程は一般財団法人への移行が完了した後に適用されるものですので、移行登記の完了を停止条件として発効する規程としてご審議いただいたうえで承認を求めます。

以上